

案内① 決算前個別相談会

会計ソフト「ブルーリターンA」の利用者、または手書き試算表の作成
その他、減価償却資産の購入など事前相談が必要な方が対象

この相談会は完全予約制です

期 間： 1月20日(火)～1月29日(木) 9日間
※24日(土)は午前のみ

相談時間： 1回60分(ご希望の時間を下記の時間からお選びください)
午前の部 10時、11時
午後の部 1時、2時、3時、4時

予約開始： 1月13日(火)午前10時 より電話で受付

案内② 税理士相談 必要な方のみ事前にお申ください

初めて住宅ローン控除を受ける、土地建物を譲渡した方、特定口座を利用しない株式の売買や仮想通貨・FX取引をした方など

相談日：2月 2(月)、3(火)、9(月)、10(火)、16(月)、17(火)、24(火)
:3月 2(月)、3(火)、9(月) 1回60分

予約受付： 1月26日(月)午前10時 より3/9迄電話で受付

案内③ 決算・確定申告個別相談会

2月2日～3月16日 期間中、土曜日は毎週午前のみ開催

予約制の相談期間 2月2日(月)～2月14日(土)まで

予約の開始： 1月26日(月) 午前10時 より電話で受付

以後 2月16日(月)～3月16日(月)の期間は当日受付順

となります。申し訳ありませんがこの期間は予約できません。

※当日の受付は午前9時から開始します。

予約制の期間は
いずれかの時間
を選んでください。

個別相談 開始時間 1回45分					
	平日 午前		平日 午後		土曜日
①	9時 30分	⑤	1時 30分	①	9時 30分
②	10時 15分	⑥	2時 15分	②	10時 15分
③	11時 00分	⑦	3時 00分	③	11時 00分
④	11時 45分	⑧	3時 45分		

案内④ 消費税確定申告個別相談会

前々年(令和5年)の課税売上高が1,000万円を超えた、
またはインボイス制度(適格請求書等保存方式)の登録をした、など
消費税の申告が必要な方

3月17日(火)～3月31日(火)※3/21は休み
相談受付:午前 9時30分～午後 4時 土曜は11時迄
予約不可、時間内に受付順で対応します。

相談に必要な主なもの

①税務署から届いた方は「消費税の確定申告に関するお知らせのハガキ」

②中間申告があった方は税務署から届いた中間申告書の控え

※国税と地方消費税を分けて計算するため、必ず中間申告書の控えが必要。通帳の振替
金額では計算できません。

③一般課税制度、簡易課税制度どちらを選択したかわかる書類

例:「消費税簡易課税制度選択届出書」などの税務署に提出した書類等の控え

④消費税の申告書控え—令和5年と6年 2年間分

④所得税の決算書・確定申告書の控え—令和5年, 6年, 7年 3年間分

⑤令和7年分の売上や仕入、経費の内訳がわかる帳簿

ブルーリターンA利用の方は記帳データ

⑥事業用資産の譲渡があった方は明細が必要です

⑦事業主のマイナンバーカード

(番号だけでなく、カードが必要な場合があるため)

消費税の計算では、記帳から以下の内容を確認する必要があります。

- ・一般課税(本則)制度の場合

10%および軽減8%両方の税率が取引にある方は、それぞれの
税率ごとの売上・仕入・経費額の把握できるものが必要です。

- ・簡易課税制度の場合

10%および軽減8%両方の税率が売上にある方は、それぞれの
税率ごとの売上金額が把握できるものが必要です。

尚、売上の事業区分とみなし仕入率(第1種～第6種)が必要です。

※課税取引金額計算表を記入する方は事務局でお渡します。

相談に必要な主なもの 共通で必要なもの

帳簿等

- 決算書の下書き用紙** ※手書きの帳簿の方は同封された下書き用紙に収入や経費等の合計を記入してご持参ください
- 会計ソフトブルーリターンAを利用されている方は記帳データ**
※U S Bでお持ちいただく場合は必ず最新のデータをご持参ください
- 各種帳簿・集計表や試算表**
※①預金通帳1月1日～12月31日まで確認できるもの②売掛金、買掛金、借入金、未払金、クレジット支払分など12月31日現在の残高と明細③商品等在庫がある方12月31日現在の棚卸金額④新たに減価償却資産の取得(10万円以上)や車の買替等がある場合はその内容や金額の明細書⑤手書きの試算表を作成している方は1月～12月までの試算表
- 従業員の源泉徴収簿・納付済領収書** ※専従者や従業員がいる方

収入に関する証明書等

- 支払調書・給与所得の源泉徴収票** ※報酬など源泉徴収された収入がある方
- 公的年金の「源泉徴収票」** ※令和8年1月中に届いた(年間の合計金額が書いてある)ハガキ
- 個人年金の支払年金額等のお知らせ(ある方)**
- 生命保険等の満期返戻金があった方は、収入金額及び必要経費の記載がわかる計算書**

控除に関する証明書等

- 国民健康保険・介護保険等の年間支払額がわかる書類**
※年度(4月～翌年3月)ではなく1月1日～12月31日までに納付した金額
- 国民年金・国民年金基金の控除証明書**
- 生命保険料控除証明書・地震(損害)保険料控除証明書**
- 小規模企業共済等払込証明書** (iDeCo等の確定拠出年金の証明書を含む)
- 配偶者・特定親族(19歳以上23歳以下)の源泉徴収票** ※扶養控除を受ける方
- 医療費控除の明細書** ※同封した明細書に記入してください(領収書の提出は不要)
- 住宅ローンの年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書** ※2年目以降の方も必要
- 寄附金控除証明書** ※寄付金先から発行された寄付金受領証明書等(ふるさと納税も含む)

その他

- 事業主および専従者のマイナンバー(番号のみ)**
- 扶養控除を受ける場合は、扶養の方の生年月日、マイナンバー(番号のみ)**
- 事業主の金融機関名と口座番号が分かるもの** ※還付申告の場合に必要
- 予定納税の支払金額が分かるもの(税務署から届いた明細)**
※令和6年分の所得税納付額15万円以上の方が対象となり、振替納税をご利用の方は通帳から7/31, 12/1に引き落とされた金額

上記の書類の他に確定申告相談会に必要なもの

- 「令和7年分確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(税務署から届いた方)**
※マイナンバーカードでの電子申告をしている方は対象外
- 所得税の納付書** ※振替納税を利用してない方
- 事業主のマイナンバーカード本体及び署名用パスワード(英数字6文字以上)** ※電子申告の方

年金収入がある方へ！間違いが多いので「注意」
申告に必要なのは下記の「公的年金の源泉徴収票」

ここをよく見て！

令和 半分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所		郡山市				支払金額			
(フリガナ)								生年月日			
氏名								年金の種別			
区分								昭和 年 月 日			
所得税法第203条の第3号・第4号適用分				* * * * 888,888 円				源泉徴収税額			
所得税法第203条の第3号・第5号適用分				* * * * * * * * * 0 円				* * * * * * * * * 0 円			
所得税法第203条の第3号・第6号適用分				* * * * * * * * * 0 円				* * * * * * * * * 0 円			
所得税法第203条の第3号・第7号適用分				* * * * * * * * * 0 円				* * * * * * * * * 0 円			
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	特別	寡婦寡夫	特定	老人	その他		特別	その他		
				0 人	0 人	0 人	0 人	0 人(0 人)	0 人	0 人	*****00,000 円
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) *****		区分				(摘要) 【社会保険料の内訳】			
氏名		*****		区分				介護保険料額		00,000 円	
(フリガナ)		*****		区分				後期高齢者医療保険料額		00,000 円	
控除対象扶養親族		(フリガナ) *****		区分							
氏名		*****		区分							
(フリガナ)		*****		区分							
16歳未満の扶養親族		(フリガナ) *****		区分							
氏名		*****		区分							
(フリガナ)		*****		区分							
支払者 法人番号 6000012070001											
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号											
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長											

毎年1月に郵送されます。

毎回届く振込通知や、金額変更の案内を間違えて持参されますが、それらは役に立ちません。通帳に振り込まれた金額では差し引かれた保険料がわかりません。

年金事務所はこの時期大変混んでおり、紛失すると再発行が間に合いません。くれぐれも、間違いのないようお願いします。

マイナンバーカードの期限切れに 注意！

カード本体の有効期限 10年間
電子証明書 リ 5年間
申告には電子証明書が必須！
暗証番号も4ヶタだけでなく、アル
ファベットと数字を組み合わせた番
号が必要。お忘れなく。

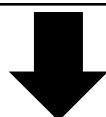
各種個別相談会のご案内

☆決算・確定申告の個別相談の日程をご案内します。

以下のフローチャートで順序をご確認のうえ、必要な相談会にご来所ください。

あなたは いずれかに該当しますか？

- ◎会計ソフト「ブルーリターンA」で記帳している
- ◎手書きの試算表(複式簿記)を作成して65万円(55万円)控除を受けている
- ◎新たに減価償却資産の取得や譲渡、未収金、未払金等があるなど、年度末の決算整理が必要な方

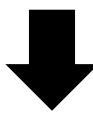


1. 1. 1. 1.



1. 1. 1. 2.

案内①「決算前個別相談会」※完全予約制 に来所してください



1. 2. 1. 1.

初めて住宅ローン控除を受ける方や、土地・建物、株式の売却など譲渡所得の申告が必要な方



1. 3. 1. 1.



1. 3. 1. 2.

案内②「税理士相談」※完全予約制 を受けてください
税理士が必要な書類を確認、計算します。



1. 3. 2. 1.

案内③「決算・確定申告個別相談会」は全員来所してください
予約制の期間 2/2~2/14迄、 2/15以降は当日受付順

最後に 案内④消費税確定申告個別相談

下記に該当する方は消費税の申告が必要です

- ◎前々年(令和5年分)の課税売上高が1,000万円を超えた方
- ◎インボイス制度の登録をしている方

相談会場:郡山青色会館2階大ホール 電話 024-932-4812